令和８年度第７回　徳島地方最低賃金審議会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年９月９日（水）　午前10時00分～午前10時25分

場所　あわぎんホール４Ｆ　大会議室　（徳島市藍場町２丁目14番地）

２　出席者

(公益委員)　稲倉委員　竹原委員　段野委員　撫養委員　米澤委員

(労側委員)　三木委員　南委員　横井委員

(使側委員)　脇田委員　五島委員　中村委員

３　主要議題

（１）徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問について

（２）異議申出に係る意見書紹介、意見陳述について

（３）異議申出に係る審議について

（４）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、段野会長、会の進行をお願いいたします。

○段野会長

それでは、令和８年度第７回徳島地方最低賃金審議会を開会します。

不安定な天候の中での審議会となりますが、委員の皆様、よろしくお願いします。

それでは、事務局は、本日の委員の出席、公開状況について報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第５条第２項により、委員総数の３分の２である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の１である２名以上の出席が必要となって

おります。

本日は11名の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告します

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第６条に基づき、公開しており、８名の傍聴があります。傍聴人は、注意事項の遵守をお願いします。

以上です。

○段野会長

それでは、議題に入りたいと思います。

事務局は議題１の「異議申出に係る諮問」について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より経緯も含めて説明をさせていただきます。

今年度の徳島県最低賃金に関しまして、6月29日開催の第１回本審において、徳島県最低賃金の改正決定諮問を行いました。

その後、本審及び専門部会で審議を重ねていただき、８月24日開催の第５回本審において、徳島労働局長あて徳島県最低賃金改正の答申を行っていただいたところです。

答申内容についてあらためて申し上げますと、徳島県最低賃金を57円引上げ、時間額を1,103円に改正し、発効日は令和８年11月１日とするものでした。

事務局において８月24日より9月８日までの間、審議会から答申された意見の要旨を公示したところ、公示された期間内に異議の申出がありましたので、最低賃金法第11条第３項に基づき、徳島労働局長から同申出についての意見を求める旨の諮問を行うこととなります。

なお、事前に会長より諮問文の受け渡しの際は報道機関の方の撮影の許可をいただいておりますので、撮影を希望する方はご準備ください。

○段野会長

それでは徳島労働局長に、答申文をお渡ししたいと思います。

事務局は誘導をお願いします。

（労働局長から会長に諮問文を手交）

○事務局（賃金室長）

諮問文の写しを皆様の机上に配布しております。

事務局より代読させていただきます。

○事務局（労働基準部長）

代読いたします。

徳労発基0909第１号　令和８年９月９日

徳島地方最低賃金審議会　会長　段野聡子殿

徳島労働局長　亀井崇

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、徳島県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第２項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

別添の読み上げは省略いたします。

以上です。

○段野会長

続きまして議題２に移りたいと思います。

事務局は、申出があった異議の内容について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

異議申出期間中に受付しました異議に関しては、徳島県労働組合総連合から９月４日付けで申出されました１件のみです。

お手元の諮問文写し、若しくは配布してある資料の１ページの資料１をご覧ください。

なお、徳島県労働組合総連合からは意見陳述の要望もございました。

陳述時間としては５分程度を予定しているとのことですので、意見陳述の可否に関するご審議をお願いすることとなります。

また、答申に係る異議ではないものの、９月７日付けで審議会へのご意見を頂きました

のでご紹介します。

２ページの資料２をご覧ください。

徳島県商工団体連合会からの意見書です。

こちらは意見陳述の申出はございませんでしたので、事務局より概要説明をいたします。

３ページの資料３の答申文写しも参考にお付けしていますので一緒にご覧いただければと思います。

意見書の内容としては、今年度の答申文に付された付帯決議事項と同様に中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げ環境を整備できるよう支援策拡充に関する要望となっています。

以上です。

○段野会長

ただ今、事務局から説明いただきました徳島県労働組合総連合からの意義申出に関する意見陳述について、この場で陳述していただいてよろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」の声）

○段野会長

委員の皆様の了解も得られましたので、徳島県労働組合総連合様、意見の陳述をお願いいたします。

○陳述人（徳島県労働組合総連合）

本日は貴重な時間をいただきありがとうございます。私の方からは、異議申出をさせていただいている内容について、口述させていただきたいと思います。

大項目の、1,500円が安いということで、政府の方も1,500円を2020年代にと当初言われていて、高市総理になって変わったんで、金額の引上げ額が変わったと思っております。このまま今年と同じ額が続くならば、７年経たないと1,500円にならないと。

私どもの最近の調査では、1,800円ぐらいなければ自立して生活ができないという結果

も出ておりますし、愛知では最低生計費の内容について資料として取り扱っていただいている状況で、私たちの主張が正しいと言えると思います。是非とも大幅な引き上げをしていただきたい、早期に1,500円を実現する内容としていただきたいということが第一点です。

そして、隣県との関係で言えば、今回も、東京都や兵庫県との格差について、１円から３円しか変わらない状況で、このままだと、隣県の兵庫と比べても、今度で69円になりますが、７年もかかる実態にあります。

中賃も格差是正で２円ほどの格差を縮める方向を出したわけですが、それではとてもじゃないけど、格差を是正するに至らないと考えています。

それから早期発効の問題です。

今回も指定日発効になってしまったわけですが、兵庫県は10月１日発効になっていまして、まるまる１か月遅れるということで、その間、兵庫県は目安どおりの56円になってるわけですが、56円差があって、11月１日から１円を縮めるということでは、これをカバーすることはできませんし、昨年は３か月も格差が64円もあったわけで、その分を埋めるのに８年もかかるという話をさせていただきました。また今年もそういう形で、取り返しができない形になっています。

やっぱり早期に発効すると、今回も11月１日と10月18日で、それほどの差はないわけで、原則に基づく発効をお願いしたいし、中小企業の方々に聞いても、10月からは最賃が変わるということで準備をしているところもあるわけで、そういうことで言えば、是非とも原則に基づく発効にしてもらいたいと思っています。

最後に専門部会の公開の問題ですが、ずっと主張してきておりますが、専門部会の１回目だけが全面公開ということで三者協議だけで終わられてたんで、ずっと見れてたんですが、二者協議が非公開、採決が非公開という形で、結局、前の状態よりも悪くて、１回目から二者協議が入って、傍聴してても何も分からないという状態になっているわけです。

愛媛が専門部会の１回目だけじゃなく、全部公開で、二者協議と採決が非公開という形になっていたわけですが、愛媛は採決は本審もその当時非公開だったわけです。審議会から退場しないといけない状態で、専門部会も同じような扱いになってたわけですが、徳島の場合は、最初から本審の採決は公開されていたわけで、専門部会を愛媛と同様に、２回目以降も公開するということになった時に、それに合わせる形でなったわけでね。

これは非常に非合理で、全会一致になれば本審で裁決はしませんけど、全会一致なれば、みんなが賛成したっていうことは公開しなくてもわかるわけですし、全会一致にならなくて本審で裁決をするとなれば、それは公開しているわけですから分かるわけで。全く意味がないと思います。

専門部会でわざわざ外へ出て行かないかんという状況はやめるべきで、三者協議の場は採決も含めて公開するように、答申の内容とは別ですが、お願いしたいということを述べて、私からの意見陳述にしたいと思います。

ありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございました。

委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。

（委員からの質問等がないことを確認）

○段野会長

ありがとうございました。

陳述人は傍聴席へお戻りください。

それでは、議題３の「異議申出に係る審議」に移りたいと思います。

委員の皆様方から意見をいただきたいと思います。

まず、労側の委員、いかがでしょうか。

南委員、お願いいたします。

○南委員

南です。異議の申し出を受けて、労側の考えを述べたいと思います。

今回の審議で、私たちは最賃近傍で働く労働者の生活を守ることを中心にして、実態に即した引上げ額を提示してきました。

結果として、労使の全会一致に至らず公益見解となりましたが、目安から１円上乗せとなったことには人材確保につながる一歩であったと受け止めています。

ただ、最低賃金ではフルタイムで働いても生活するのに十分とは言えず、さらに指定日発効となったことで、労働者の生活にも影響するため、労側は広域見解に反対せざるを得ませんでした。

しかし、最終的には公労使の採決により決まったものとして重く受け止めており、採決の結果を尊重し、異議は却下でお願いしたいと思います。

○段野会長

ありがとうございました。

続きまして使側の委員は、いかがでしょうか。

脇田委員、お願いします。

○脇田委員

おはようございます。脇田でございます。

今の異議申出をいただいたわけですけれども、南委員と同様に、額については法定３要素を見た上で決定し、発効日についても、公益委員見解を踏まえて採決の上で決定されたものですので、異議申出は棄却でお願いをしたいと思います。

ありがとうございます。

○段野会長

ありがとうございました。

他の委員の皆様で、何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（他の委員からの意見等がないことを確認）

○段野会長

各委員の皆様、ご意見ありがとうございました。

今年度、Ｂランクである徳島に示されました目安額は、過去２番目に高い56円であり、専門部会において、「徳島県にふさわしい最低賃金とはどうあるべきなのか」を念頭に、様々なデータやご意見に基づき、全会一致を目指して議論を尽くしていただきました。

８月24日の答申は、労使委員の意見の隔たりが埋まらず、公益委員見解を示した後、採決により決定されたものですが、見解の中でも労使双方の主張を記しているとおり、公・労・使の各側委員の真摯な議論を伺いながら導き出した結果です。

答申の内容に対して、申出のありました異議も含めて、それぞれのお立場から不服であるとする意見が出ることは当然かと考えます。

しかしながら、いずれの異議の内容についてもこれまでの審議の中で議論されてきた論点であり、それらを踏まえた上で答申したものであることを鑑みると８月24日の答申どおりとすることが適当であると考えます。

皆様よろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○段野会長

ありがとうございます。

それでは本日の異議に関する申出に関する審議につきましては、ただ今の結論で答申させていただきたいと思います。

事務局は、答申の準備をお願いします。

（事務局が答申文案を配布）

○段野会長

それでは、事務局は答申文の代読をお願いします。

○事務局（労働基準部長）

代読いたします。

令和８年９月９日

徳島労働局長　亀井崇　殿

徳島地方最低賃金審議会　会長　段野聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和８年９月９日貴職から、令和８年９月４日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和８年８月24日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○段野会長

委員の皆様、この内容で答申してよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○段野会長

それでは、局長に答申いたします。

なお、答申文の受け渡しの際は報道機関の方の撮影を認めたいと思いますので、事務局は撮影をされる方の誘導をお願いします。

（会長から労働局長に答申文を手交）

○段野会長

事務局は、答申後の手続等について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日の答申をもとに、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、９月18日付けの官報に公示する予定となっております。

効力発生日は令和８年11月１日となっています。

○段野会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、事務局から何かございます

でしょうか。

○事務局（賃金室長）
　特にございません。

○段野会長
　委員の皆様方、他に何かありますでしょうか。

　（委員からの意見等がないことを確認）

○段野会長
　それでは、最後となりますが亀井局長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○亀井労働局長
　委員の皆様、本日も足元の悪い中、誠にありがとうございました。あらためまして答申をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。
　本日、諮問いたしました、徳島県最低賃金に対する異議申出についてご審議の上、答申をいただきましたこと、誠にありがとうございました。今後は事務局としては、答申の内容に沿って所定の手続きを進め、新しい最低賃金の額、発効日について、周知と履行確保に最善を尽くすことはもちろんですが、中小企業・小規模事業者の皆様の支援につきましても、発効日が11月１日ということで、実務的な申請期限は10月30日の金曜日となります。そのことも含めて、周知・支援に努めてまいりたいと思います。
　また、本日に至るまでのご審議の中でいただきましたご意見と附帯決議にまとめていただいた内容、また本日提出いただいた異議や意見書の内容もしっかりと踏まえながら、今後の行政運営に努めてまいりたいと思います。
　以上、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

○段野会長
　ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

（閉会）